

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び定例監査
開催日時
令和4年11月15日(火) 午後1時25分から午後5時10分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他19名
議題(公開・非公開の別)及び会議の内容(審議経過、結論等)
(検査及び監査の経過については非公開) (1) 令和4年9月分例月出納検査(下水道事業会計含む) 例月出納検査結果 ア 現金(預金)の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査(財政課、税務課及び収納課) 定例監査結果(別紙のとおり)
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。(北名古屋市情報公開条例第7条第6号)
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号: 0568-23-3150 電子メールアドレス: kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年1月13日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 まみや 文枝

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

財政課、税務課及び収納課

対象期間 令和4年4月1日から令和4年11月15日までの所管事務

実施期間 令和4年9月30日から令和4年11月15日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

財政課、税務課及び収納課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

<財政課>

主な所管事務は、市財政の総合調整、予算の編成及び統制、地方交付税、市債及び一時借入金、市有財産、借地の契約、寄附、土地開発公社、公用車の総括管理、入札

参加資格の審査及び業者登録、指名業者の選定、入札の執行、工事、製造の請負又は物品の購入に係る契約の履行確認、財務部の庶務に関する事務である。

(1) 契約事務について

受理した文書の受付印漏れ及び回議漏れが散見し、検査調書の作成漏れがあった。

<税務課>

主な所管事務は、個人住民税の調査、賦課及び減免、法人市民税の調査、賦課及び減免、軽自動車税の調査、賦課及び減免、市たばこ税の調査及び賦課、市税の証明、自動車の臨時運行許可、固定資産税の調査、賦課及び減免、都市計画税の調査、賦課及び減免、特別土地保有税の調査、賦課及び減免に関する事務である。

(1) その他

自動車の臨時運行許可に際し貸与する仮ナンバーについて、長期未返納が複数件発生しているため、督促、回収及び失効の事務処理に関し、必要な手順を整理のうえ、具体的な基準や期間等を定めて適切に対応するよう検討されたい。

<収納課>

主な所管事務は、市税の収納整理、市税、介護保険料及び保育料の徴収、市税の過誤納金、市税等の滞納処分、市税等の欠損処分、市税の納税証明、市税等の納税普及及び納税相談に関する事務である。

(1) 支出事務について

徴収員が使用するための携帯電話を2台契約しているが、現在の徴収員は1名で常時1台しか使用しないため、使用していない携帯電話は解約することを検討されたい。